

大蔵省組織規程（昭和二十四年大蔵省令第二十七号）

改正案	現行
<p>(先物オプション調査官) 第六条の五 (略)</p> <p>2 先物オプション調査官は、命を受け、金融先物取引等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第八項に規定する金融先物取引等をいう。</u>）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に関する調査その他専門的な事項を処理する。</p> <p>(信用機構室) 第六条の七 (略)</p> <p>2 信用機構室においては、令第六十四条第一項第四号、第五号及び第十一号に掲げる事務を処理する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(取引所監理官及び取引所副監理官) 第五十六条 (略)</p> <p>2 取引所監理官は、当該財務局又は福岡財務支局の管轄区域内に所在する証券取引所の業務及び財産の状況並びにその開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の監督（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第百</u></p>	<p>(先物オプション調査官) 第六条の五 (略)</p> <p>2 先物オプション調査官は、命を受け、金融先物取引等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第七項に規定する金融先物取引等をいう。</u>）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に関する調査その他専門的な事項を処理する。</p> <p>(信用機構室) 第六条の七 (略)</p> <p>2 信用機構室においては、令第六十四条第一項第四号、第五号及び第十一号の二に掲げる事務を処理する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(取引所監理官及び取引所副監理官) 第五十六条 (略)</p> <p>2 取引所監理官は、当該財務局又は福岡財務支局の管轄区域内に所在する証券取引所の業務及び財産の状況並びにその開設する有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の監督（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第百九</u></p>

九十四条の六第三項及び第四項の規定により金融監督庁長官及び証券取引等監視委員会から委任されたものを除く。)を行う。

3 (略)

(証券取引等監視官及び証券取引等副監視官)

第五十六条の三 (略)

2 証券取引等監視官は、次の事務を整理する。

- 一 証券取引法、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)及び金融先物取引法に基づく報告又は資料の徴取及び検査(証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項及び金融先物取引法第九十二条第二項の規定により金融監督庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。)に関すること。

二 (略)

3 (略)

(証券取引検査官及び上席証券取引検査官)

第五十六条の四 (略)

- 2 証券取引検査官は、命を受け、証券取引法、外国証券業者に関する法律及び金融先物取引法に基づく検査(証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項及び金融先物取引法第九十二条第二項の規定により金融監督庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。)を実施する。

十四条の六第三項及び第四項の規定により金融監督庁長官及び証券取引等監視委員会から委任されたものを除く。)を行う。

3 (略)

(証券取引等監視官及び証券取引等副監視官)

第五十六条の三 (略)

2 証券取引等監視官は、次の事務を整理する。

- 一 証券取引法、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)及び金融先物取引法に基づく報告又は資料の徴取及び検査(証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第三十二条の四第二項及び金融先物取引法第九十二条第二項の規定により金融監督庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。)に関すること。

二 (略)

3 (略)

(証券取引検査官及び上席証券取引検査官)

第五十六条の四 (略)

- 2 証券取引検査官は、命を受け、証券取引法、外国証券業者に関する法律及び金融先物取引法に基づく検査(証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第三十二条の四第二項及び金融先物取引法第九十二条第二項の規定により金融監督庁長官から証券取引等監視委員会へ委任されたものに限る。)を実施する。

3 (略)

(検査総括課、審査業務課、特別金融証券検査官及び統括金融証券検査官の事務並びに金融証券検査官及び上席金融証券検査官)

第六十三条 (略)

2・3 (略)

4 統括金融証券検査官は、命を受け、次に掲げる検査を実施し、及び当該検査の実施に関する事務を分掌する。ただし、特別金融証券検査官の所掌に属するものを除く。

一 (略)

二 証券取引法第五十九条第一項及び第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第五百五十四条並びに第五百五十六条の十三第一項、外国証券業者に関する法律第三十一条、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二百三十二条第一項から第四項まで並びに有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第三十六条第一項の規定に基づく検査(証券取引検査官及び上席証券取引検査官の処理するものを除く。)

三 (略)

5~7 (略)

(金融監督課、金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課及び証券監督課の事務)

3 (略)

(検査総括課、審査業務課、特別金融証券検査官及び統括金融証券検査官の事務並びに金融証券検査官及び上席金融証券検査官)

第六十三条 (略)

2・3 (略)

4 (同上)

一 (略)

二 証券取引法第五十五条第一項及び第三項、第六十五条の二第七項、第七十九条の十四、第五百五十四条並びに第五百五十六条の十三第一項、外国証券業者に関する法律第二十一条並びに有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の規定に基づく検査(証券取引検査官及び上席証券取引検査官の処理するものを除く。)

三 (略)

5~7 (略)

(金融監督課、金融監督第一課、金融監督第二課、金融監督第三課及び証券監督課の事務)

第六十三条の二 (略)

一 四 (略)

五 証券取引法、外国証券業者に関する法律、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律及び有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の施行に關すること。ただし、証券取引等監視官、証券取引等副監視官、証券取引検査官、上席証券取引検査官、証券取引審査官、証券取引特別調査官及び上席証券取引特別調査官（以下「証券取引等監視官等」という。）の処理するもの及び理財課（関東財務局においては、理財第一課、理財第二課及び統括証券監査官とする。）の所掌に属するものを除く。

六 十四 (略)

2 (略)

(理財課の事務)

第七十二条 理財課においては、次の事務をつかさどる。

一 証券取引法、外国証券業者に関する法律、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律及び有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の施行に關すること。

二 四 (略)

(出張所)

第七十五条 (略)

2・3 (略)

第六十三条の二 (略)

一 四 (略)

五 証券取引法、外国証券業者に関する法律及び有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の施行に關すること。ただし、証券取引等監視官、証券取引等副監視官、証券取引検査官、上席証券取引検査官、証券取引審査官、証券取引特別調査官及び上席証券取引特別調査官（以下「証券取引等監視官等」という。）の処理するもの及び理財課（関東財務局においては、理財第一課、理財第二課及び統括証券監査官とする。）の所掌に属するものを除く。

六 十四 (略)

2 (略)

(理財課の事務)

第七十二条 理財課においては、次の事務をつかさどる。

一 証券取引法、外国証券業者に関する法律及び有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の施行に關すること。

二 四 (略)

(出張所)

第七十五条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の規定にかかわらず、小樽出張所においては、財務局の事務のうち、同項に規定する事務のほか、法第四条第一号、第五号の四（製造たばこの特定販売業を営む者に係るものを除く。）、第五号の七（塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者に係るものを除く。）、第五十五号、第五十八号、第六十二号、第八十三号、第二百一十九号及び第二百二十九号並びに金融監督庁設置法第四条第五号、第八号、第八号の四、第十二号、第十四号、第十八号、第二十号の二、第二十二号及び第二十三号に掲げるものを分掌する。

5・6（略）

（徴収課の事務）

第三百三十四条 徴収課においては、次の事務をつかさどる。ただし、統括国税徴収官の所掌に属するもの並びに東京国税局及び大阪国税局においては、国税訟務官室、機動課、特別整理総括第一課、特別整理総括第二課及び特別国税徴収官、名古屋国税局においては、国税訟務官室、機動課、特別整理総括課及び特別国税徴収官、関東信越国税局においては、機動課、特別整理総括課及び特別国税徴収官、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局においては、特別国税徴収官の所掌に属するものを除く。

一～三（略）

四 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）に基づく更生事件に関すること。

4 第二項の規定にかかわらず、小樽出張所においては、財務局の事務のうち、同項に規定する事務のほか、法第四条第一号、第五号の四（製造たばこの特定販売業を営む者に係るものを除く。）、第五号の七（塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者に係るものを除く。）、第五十五号、第五十八号、第六十二号、第八十三号、第二百一十九号及び第二百二十九号並びに金融監督庁設置法第四条第五号、第八号、第十二号、第十四号、第十八号、第二十号の二、第二十二号及び第二十三号に掲げるものを分掌する。

5・6（略）

（徴収課の事務）

第三百三十四条（同上）

一～三（略）

四 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）及び金融機関の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）に基づく更生事件に関すること。

五 (略)

(徴収課の事務)

第三百三十八条の二十 徴収課においては、次の事務をつかさどる。ただし、統括国税徴収官の所掌に属するものを除く。

一 八 (略)

九 会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生事件に関すること。

十 十二 (略)

(統括国税徴収官の事務)

第四百二十二条 統括国税徴収官は、命を受け、次の事務を分掌する。ただし、国税局の徴収部機動課の所掌に属するもの及び特別国税徴収官の所掌に属するものを除く。

一 三 (略)

四 会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生事件に関すること。

五 七 (略)

五 (略)

(徴収課の事務)

第三百三十八条の二十 (同上)

一 八 (略)

九 会社更生法及び金融機関の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生事件に関すること。

十 十二 (略)

(統括国税徴収官の事務)

第四百二十二条 (同上)

一 三 (略)

四 会社更生法及び金融機関の更生手続の特例等に関する法律に基づく更生事件に関すること。

五 七 (略)

大蔵省令第二百二十五号

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）の規定に基づき、並びに証券取引法を実施するため、投資者保護基金に関する省令を次のように定める

平成十年十一月四日

大蔵大臣 宮澤 喜一

投資者保護基金に関する省令

（認可申請書の添付書類等）

第一条 証券取引法（以下「法」という。）第七十九条の三十第二項に規定する大蔵省令で定める書類は、役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及び役員が法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面とする。

2 大蔵大臣は、法第七十九条の三十一第一項の審査を行うために必要があると認める場合には、発起人に対し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(業務規程の記載事項)

第二条 法第七十九条の五十一第一項に規定する大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七十九条の五十七第四項の規定による補償対象債権（法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権をいう。以下同じ。）の取得に関する事項

二 法第七十九条の五十九第一項の規定による資金の貸付けに関する事項

三 法第七十九条の六十に規定する裁判上又は裁判外の行為に関する事項

四 法第七十九条の六十一に規定する顧客資産の迅速な返還に資するための業務に関する事項

五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四章及び第五章の規定による顧客表の提出その他これらの規定による業務の方法

六 法第七十九条の五十一第一項の規定による業務の委託に関する事項

七 その他必要と認める事項

(補償対象債権の評価方法)

第三条 法第七十九条の五十六第一項に規定する大蔵省令で定めるところにより算出した金額は、次

の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 補償対象債権に係る顧客資産（法第七十九条の二十第三項に規定する顧客資産をいう。以下同じ。）が金銭である場合 当該顧客資産の金額

二 補償対象債権に係る顧客資産が証券取引所（外国において設立されている類似の性質を有するものを含む。以下この条において同じ。）に上場されている有価証券である場合 投資者保護基金（以下「基金」という。）が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の証券取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、証券業協会が発表する当該公告をした日の気配相場又はその日前における直近の日の当該証券取引所における最終価格のうち、基金が指定するもの）に基づき算出した金額

三 補償対象債権に係る顧客資産が店頭売買有価証券（法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合 基金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の当該補償対象債権に係る店頭売買有価証券を登録する証券業協会（当該店頭売買有価証券が二以上の証券業協会に登録されているときは、基金が指定する証券業協会とする。）が公

表する最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の日に当該証券業協会が公表した最終価格）に基づき算出した金額

四 補償対象債権に係る顧客資産が前三号に規定する金銭及び有価証券以外の財産である場合 基
金が法第七十九条の五十五第一項の規定による公告をした日の公表されている最終価格に基づき
算出した金額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した金額

2 法第五十六条の三第一項に規定する信用取引に係る有価証券の売付代金である金銭であつて、
当該信用取引に際して証券会社が顧客に供与した信用に係る債権の担保として提供されている金銭
の額については、前項第一号に規定する顧客資産の金額の算出に当たっては、控除するものとする
。

（担保権の目的として提供している顧客資産に係る評価額）

第四条 法第七十九条の五十七第一項第一号に規定する大蔵省令で定めるところにより評価した金額
は、前条第一項各号に定める金額のうち担保権の目的として提供している部分に係る金額とする。

（経理原則）

第五条 基金は、基金の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益並びに増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

(勘定の設定)

第六条 基金の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、また、必要に応じ、計算の過程を明らかにするための勘定を設けて経理するものとする。

(予算の内容)

第七条 基金の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

(予算総則)

第八条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

- 一 第十二条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由

二 第十三条第二項の規定による経費の指定

三 前号に掲げる事項のほか、予算の実施に必要な事項

(収入支出予算)

第九条 収入支出予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。

(予算の添付書類)

第十条 基金は、法第七十九条の六十九の規定により予算を提出しようとするときは、次に掲げる書類を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、同条後段の規定により予算を変更したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 前二号に掲げるもののほか、当該予算の参考となる書類

(予備費)

第十一条 基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

(債務を負担する行為)

第十二条 基金は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うために必要があるときは、毎事業年度、予算をもって大蔵大臣に提出した金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

(予算の流用等)

第十三条 基金は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第九条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

2 基金は、予算総則で指定する経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

3 基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

(資金計画)

第十四条 法第七十九条の六十九の資金計画には、次の事項に関する計画を掲げなければならない。

一 資金の調達方法

二 資金の用途

三 その他必要な事項

2 基金は、法第七十九条の六十九後段の規定により資金計画を変更したときは、当該変更に係る事項及びその理由を記載した書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

(収入支出等の報告)

第十五条 基金は、四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、第十二条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、当該四半期経過後一月以内に、大蔵大臣に報告しなければならない。

(事業報告書)

第十六条 法第七十九条の七十第一項の事業報告書には、事業の実績及び資金計画の実施の結果を記載しなければならない。

(決算報告書)

第十七条 法第七十九条の七十第一項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第八条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

(収入支出決算書等)

第十八条 前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の事項を記載しなければならない。

一 収入

イ 収入予算額

ロ 収入決定済額

ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

二 支出

イ 支出予算額

ロ 予備費の使用の金額及びその理由

ハ 流用の金額及びその理由

ニ 支出予算現額

ホ 支出決定済額

ヘ 不用額

2 前条第一項の債務に関する計算書には、第十二条の規定により負担した債務の金額を事項ごとに示さなければならない。

(金融機関の指定)

第十九条 法第七十九条の七十二に規定する大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 証券金融会社

二 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項に規定する保険会社及び同条第七項に規定する外国保険会社等

三 その他大蔵大臣が指定する金融機関等

(借入金の認可の申請)

第二十条 基金は、法第七十九条の七十二の規定により資金の借入れの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 借入先

三 借入金の額

四 借入金の利率

五 借入金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他必要な事項

(余裕金の運用方法)

第二十一条 法第七十九条の七十三第三号に規定する大蔵省令で定める方法は、金銭信託とする。

(会計規程)

第二十二條 基金は、その財務及び会計に関し、会計規程を定めなければならない。

2 基金は、前項の会計規程を定めようとするときは、大蔵大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

附則

(施行期日)

第一條 この省令は、平成十年十二月一日から施行する。

(財団法人寄託証券補償基金の寄附行為に基づく補償業務)

第二條 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第四十二條第七項に規定する法第七十九條の四十九第一号に掲げる業務に類似する業務として大蔵省令で定める業務は、昭和四十四年八月一日に設立された財団法人寄託証券補償基金の寄附行為に基づく顧客の損失の補償に係る業務とする。

大蔵省令第百五十二号

金融システムの改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）の施行に伴い、並びに証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び証券取引法施行令（昭和四十年政令三百二十一号）を実施するため、投資者保護基金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十年十一月三十日

大蔵大臣 宮澤 喜一

投資者保護基金に関する省令の一部を改正する省令

投資者保護基金に関する省令（平成十年大蔵省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の二条を加える。

（区分経理等）

第三条 基金は、法附則第七条第一項の規定により清算勘定を設けている場合において、経理をすべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理をすべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区別して経理をすることが困難なときは、当該事項については、大蔵大臣の承認

を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理をし、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理をすることができ。

2 前項に規定する場合においては、第六条中「貸借対照表勘定」とあるのは「法附則第七条第一項に規定する清算勘定に係るもの及びその他の勘定に係るものの別に貸借対照表勘定」と、第九条中「収入支出予算は」とあるのは「収入支出予算は、清算勘定に係るもの及びその他の勘定に係るものの別に」とする。

(予算等の認可の特例)

第四条 基金が、法附則第九条の規定により、法第七十九条の六十九の規定により作成する当該事業年度の予算及び資金計画について、大蔵大臣の認可を受けなければならない場合におけるこの省令の適用は、次に定めるところによる。

一 第十条の規定の適用については、同条中「法第七十九条の六十九の規定により予算を提出しようとする」とあるのは、「法附則第九条の規定により予算について認可を受けようとする」とする。

二 第十二条の規定の適用については、同条中「大蔵大臣に提出した」とあるのは、「大蔵大臣の認可を受けた」とする。

三 第十四条第二項の規定の適用については、同項中「法第七十九条の六十九後段の規定により資金計画を変更したときは」とあるのは、「法附則第九条の規定により資金計画の変更の認可を受けようとするときは」とする。

附 則

この省令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。